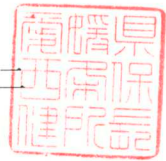


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県新居浜市船木甲3902番地の1  
氏 名 株式会社プラスワン  
代表取締役 齊藤 恭世

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日  
許可の有効年月日

令和 5年10月12日  
令和10年10月11日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え又は保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃酸(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉋さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、処分するために処理したもの

以上17種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(所在地) 四国中央市土居町上野甲799番2、甲802番1、甲802番2

(面積) 200㎡

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類) 廃プラスチック類

(積替えのための保管上限) 166㎡

(積み上げることができる高さ) 2.5m

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可

令和 5年10月12日

○変更許可(積替え保管行為の追加)

令和 7年 2月25日

(裏面へ続く)

(裏 面)

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無      有   ・  <sup>○</sup>無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無      <sup>○</sup>有   ・  無